

○大阪府・大阪市「合同滞納整理」実施状況

実施状況	<p>平成24年10月から府・市の重複滞納事案を合同で処理する「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム」を設置し、高額かつ処理が困難な事案を対象に滞納事案の処理促進を図った。</p> <p>(1) 取組体制 大阪府税務局徴税対策課職員及び大阪市税務部収税課職員で構成 (相互併任制度を活用し、府職員は市職員を市職員は府職員を併任)</p> <p>(2) 取組状況 (平成25年5月末現在)</p> <p>・処理税額 (単位:百万円、%)</p>							
	平成24年10月当初		平成25年5月末現在		処理済額 (C)	うち徴収額	処理率	
	府滞納額 (A)	市滞納額 (B)	府滞納額	市滞納額			(C) ----- (A)+(B)	
	府担当分	296	130	241	77	108	39	25.4
	市担当分	223	300	143	158	222	139	42.4
	合計	519	430	384	235	330	178	34.8
	<p>○ 平成24年度処理目標(25%以上の処理(※))に対し34.8%の処理</p> <p>※処理とは、収入(換価含む)、滞納処分停止及び減額したものをいう。</p> <p>・完結件数実績 (単位:件、%)</p>							
	取組対象(A)		完結件数(B)		完結率			
	府件数	市件数	府件数	市件数	(B)/(A)			
	府担当分	30	30	7	5	20.0		
市担当分	36	36	7	9	22.2			
合計	66	66	14	14	21.2			
今後の取組(案)	<p>○ 府・市間で合同滞納整理を実施した結果、新たな財産を発見して収入に結び付けるなど徐々に成果を上げ始めており、今年度においては、これまでの府・市の本庁間の取組みに加えて、新たに府税事務所と市税事務所間での合同取組みを実施する。</p> <p>(1) 本庁間での取組みは、平成24年度に取り組んだ未処理事案を引き続き実施する。(相互併任制度の活用継続)</p> <p>(2) 新たに中央府税事務所と船場法人市税事務所との間で、両事務所が担当する法人関係税の重複滞納事案について、滞納事案の処理促進を図るため、両事務所職員をメンバーに合同チーム体制を構築し、実施する。</p> <p>・取組体制 中央府税事務所・船場法人市税事務所職員(各3~4名) ※大阪府職員及び大阪市職員とする相互併任制度活用を検討</p>							

